

和歌山県医療勤務環境改善 支援センター便り

Vol. 21
2022年1月号



新年あけましておめでとうございます。
今年は様々な制度改正がありますので、ご紹介します。



傷病手当金の支給期間が通算されます！【令和4年1月1日以降】

私傷病で病院を休み給料が支給されない時で、一定の要件を満たした時は、健康保険の傷病手当金が支給されます。支給される最長の期間は**支給開始日から暦日で1年6ヶ月**ですが、1月からは**支給期間を通算して1年6ヶ月**になります。どういうことか事例でみてみましょう。

- ①2022年3月1日～4月10日 労務不能(支給期間:38日間・・・2022年3月1日～3日(待期期間))
- ②2022年4月11日～4月20日 労務不能(支給期間:10日間) ○支給開始日は、2022年3月4日
- ③2022年5月11日～6月10日 労務不能(支給期間:31日間)

従来は、3月4日から1年6ヶ月後の2023年9月3日が支給満了日となり、支給される最長の日数が549日間であったのが、今後は最大の日数が549日間となります。

今後は、次のように計算します。

- ①549日－38日＝511日、②511日－10日＝501日、③501日－31日＝470日

支給満了日は、残りの支給日数が0日となる日であるため、③の期間が終了した翌日(2022年6月11日)より連続して470日間労務不能であった場合は、2023年9月23日が支給満了日となります。

■2021年12月31日以前の受給者について

2021年12月31日以前に支給開始日があり、12月31日時点で支給開始日から1年6ヶ月が経過していない場合、つまり**2020年7月2日以降**に支給開始日がある傷病手当金が制度改正の対象となります。

新しい制度も従来どおり、**同一の傷病**についてカウントするのであって、異なる傷病で傷病手当金を受けるときは、通算されることなく、傷病ごとに最長1年6ヶ月をカウントします。この際、同一傷病の判断は協会けんぽ等の保険者が行うことになっています。



雇用保険マルチジョブホルダー制度 【令和4年1月1日スタート】

雇用保険制度は、主たる事業所での労働条件が週所定労働時間20時間以上かつ31日以上雇用見込み等の適用要件を満たす場合に適用されます。

新しい雇用保険マルチジョブホルダー制度とは、次の3つの要件を満たす場合、**本人がハローワークに申出**を行うことで、申出を行った日から特例的に雇用保険の**被保険者(マルチ高年齢被保険者)**となることができる制度です。

1. 複数の事業所に雇用される65歳以上の労働者であること
2. 2つの事業所(1つの事業所における1週間の所定労働時間が5時間以上20時間未満)の労働時間を合計して1週間の所定労働時間が20時間以上であること
3. 2つの事業所のそれぞれの雇用見込みが31日以上であること

- マルチ高年齢被保険者の資格を取得した日から雇用保険料の納付義務が発生しますので、給料から控除することになります。雇用保険マルチジョブホルダー制度の詳細情報はお近くのハローワークにご相談ください。



和歌山労働局 公共職業安定所 管轄区域 検索





医師の断続的な宿日直の許可について



■宿日直許可の申請前に次のチェックリストで確認してください。

<input checked="" type="checkbox"/>	チェック項目
<input type="checkbox"/>	申請を考えている宿日直中に従事する業務は、通常業務とは異なる、軽度又は短時間の業務である
<input type="checkbox"/>	申請を考えている宿日直業務は、通常業務の延長ではなく、通常の勤務時間の拘束から完全に開放された後のものである <input type="checkbox"/> 通常勤務から連続して宿日直勤務に入らない（時間・勤務場所・業務内容等で判断） 通常勤務から連続していないとするルールが病院内にある <input type="checkbox"/> 始業・終業時刻に密着して行う短時間（4時間以内）の業務態様ではない
<input type="checkbox"/>	宿日直手当額が同様の業務に従事する労働者の1人1日平均額の3分の1以上である〔職種ごとに算定〕 ※宿日直勤務に従事する管理職の賃金も含む ・1人1月平均額(A)＝対象者の賃金月額合計額÷対象者人数 ・1人1日平均額(B)＝(A)÷1か月の平均労働日数
<input type="checkbox"/>	宿日直の回数が、原則として宿直は週1回、日直は月1回以内である ⇒ 【特例あり】
<input type="checkbox"/>	申請を考えている宿直業務は、夜間に十分な睡眠がとり得るものである <input type="checkbox"/> ベッド・寝具など睡眠が可能な設備（宿直室等）がある
<input type="checkbox"/>	救急患者の診療等通常勤務と同態様の業務が発生することはあっても、稀である ・宿日直時における救急患者や病棟での業務内容とその件数、業務ごとの対応時間数を確認（複数月における宿日直の日誌等で確認）
<input type="checkbox"/>	実際の宿日直勤務の状況が上記の通りであると医療機関内で認識が共有され、そのように運用されている（宿日直の従事者の認識も同様である。）

勤改センターにおいて作成した、「断続的な宿日直の許可申請マニュアル」を参考にしてください。



患者さんの医療機関を受診するときの情報の入手先は



外来患者が普段医療機関を受診する際、情報を入手する人の割合やその入手先に関するデータの調査結果が2021年9月に発表されました。

情報の入手先	2017年	2020年	増減
家族・知人・友人の口コミ	70.6	71.1	0.5
医療機関が発信するインターネットの情報	21.1	23.5	2.4
医療機関の相談窓口	16.3	15.6	-0.7
医療機関・行政機関以外が発信するインターネットの情報(SNS,電子掲示板、ブログの情報を含む)	12.0	14.0	2.0
医療機関の看板やパンフレットなどの広告	5.0	5.7	0.7
新聞・雑誌・本の記事やテレビ・ラジオの番組	5.3	4.7	-0.6
行政機関が発行する広報誌やパンフレット	3.3	3.8	0.5
行政機関が発信するインターネットの情報(医療機能情報提供制度など)	3.4	3.2	-0.2
行政機関の相談窓口	2.3	2.3	0.0
その他	10.5	10.6	0.1

厚生労働省「令和2(2020)年受療行動計画調査(概数)の概況」等により作成



11月・12月の活動報告

個別支援・相談対応 <11件>



和歌山県医療勤務環境改善支援センター

県民交流プラザ 和歌山ビッグ愛6階 公益社団法人和歌山県病院協会内

開設時間: 平日9時～17時(土曜・日曜・祝日・12/29～1/3を除く)

TEL:073-488-5131 FAX:073-424-5676

E-mail:wabyokyo@silver.ocn.ne.jp

※ご来訪時は事前予約制・アドバイザーが病院訪問いたします